

令和6年広審第32号

裁 決
貨物船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
海技免許 四級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官江頭英夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和6年5月26日22時57分

愛媛県中島南西岸

2 船舶の要目

船 種 船 名 貨物船A

総 ト ン 数 499トン

全 長 74.58メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 735キロワット

3 事実の経過

Aは、平成26年8月に進水した船尾船橋型鋼製貨物船で、a受審人ほか3人が乗り組み、石灰石1,530トンを積載し、船首3.3メートル船尾5.1メートルの喫水をもって、令和6年5月26日16時00分山口県宇部港を発し、兵庫県東播磨港に向かった。

ところでAの船橋は、3層で構成される船尾楼の最上層に位置し、船橋中央前部に操舵スタンドを設け、その左舷側にレーダー2台及びGPSプロッターを、右舷側に主機遠隔操縦装置をそれぞれ配し、第二種船橋航海当直警報装置（以下「当直警報装置」という。）を備え、船尾楼の中層に船員室及びトイレが設けられていた。

a受審人は、船橋当直を00時から04時及び12時から16時までを一等航海士、04時から08時まで及び16時から20時までを二等航海士、08時から12時まで及び20時から24時までを自身に割り振り、それぞれ単独で入直する4時間交替の3直制としていた。

a受審人は、出港操船の後、二等航海士に休息を与えるため、同人に替わって単独の船橋当直に就き、レーダー、GPSプロッター及び船橋当直者の動きを6分間検知できなければ警報音を発するよう設定した当直警報装置をそれぞれ作動させ、周防灘を東行して平郡水道を経由し、22時39分部屋ノ鼻灯台から241度（真方位、以下同じ。）3.8海里の地点で、針路を062度に定めて自動操舵とし、12.4ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、操舵スタンド後方の椅子に腰を掛けた姿勢で船橋当直に当たり、部屋ノ鼻灯台南西方沖合の転針予定地点で針路を北方に転じて部屋ノ瀬戸に向かうつもりでいたところ、便意を催した。

22時50分a受審人は、部屋ノ鼻灯台から240度1.5海里の地点に達したとき、中島南西岸が船首方1.4海里のところとなり、

その後同岸に向首続航する状況であったが、転針予定地点までに戻れば船橋を無人にしても支障ないものと思い、休息中の航海士を昇橋させて当直に就かせるなど、船橋当直を適切に維持することなく、船橋を無人としてトイレに向かった。

a 受審人は、転針予定地点を通過して中島南西岸に向首進行中、当直警報装置が発した警報音を聞き、急ぎ、船橋に戻ったものの、22時57分部屋ノ鼻灯台から200度190メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同岸に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力1の西南西風が吹き、潮候は上げ潮の末期であった。

乗揚げの結果、船首部船底外板に凹損等を生じたが、後に修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚げは、夜間、中島南西方沖合において、東播磨港に向けて航行中、船橋当直の維持が不適切で、同島南西岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、中島南西方沖合において、単独の船橋当直に就いて東播磨港に向けて航行中、便意を催して降橋する場合、休息中の航海士を昇橋させて当直に就かせるなど、船橋当直を適切に維持すべき注意義務があった。しかるに、同人は、転針予定地点までに戻れば船橋を無人にしても支障ないものと思い、船橋当直を適切に維持しなかった職務上の過失により、中島南西岸に向首進行して同岸への乗揚げを招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 6 月 1 8 日

広島地方海難審判所

審 判 官 山 岸 雅 仁